

抗原定性検査キットの発注等における留意事項について

厚生労働省は 2 月 7 日、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和 4 年 1 月 31 日付事務連絡）」に関する Q & A について」を発出しました。主な内容は次の通りです。



医療従事者である濃厚接触者については、毎日業務前に抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されていることなどの要件等を満たした場合に、勤務することが可能（令和 3 年 8 月 18 日付一部改正事務連絡「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」等）とされています。この場合の抗原定性検査キットの発注については、**歯科医療機関は「優先」となっています。**

※今回の内容に関連した厚生労働省からの事務連絡は下記の 3 点です。

- ・令和 4 年 2 月 7 日「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和 4 年 1 月 31 日付事務連絡）」に関する Q & A について
- ・令和 4 年 1 月 31 日「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について」
- ・令和 4 年 1 月 27 日「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」

※詳細は、日歯 HP 「**歯科医師のみなさま**」→**新型コロナウイルス感染症について**→**医療施設等の体制・対応**→**医療施設等の対応・留意点**の中で各事務連絡を参照してください。

抗原検査キットの確保で後藤厚生労働大臣に要望書提出

日本歯科医師会の堀会長は 2 月 10 日、後藤茂之厚生労働大臣を訪問し、抗原検査キットの確保に関する要望書を提出しました。オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大下で、家族感染などにより、歯科医療従事者も濃厚接触となるケースが増加する中、歯科医療従事者も毎日の検査による勤務が可能となる医療従事者に含まれることを踏まえ、歯科医療機関にも優先的に供給されるよう特段の配慮を要望しました。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸
本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください